

建設業者各位  
建設関連業者各位

青森県県土整備部長

平成23年度青森県入札・発注制度の改善について（通知）

本県の建設業行政については、平素からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設工事等の発注にあたり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成23年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

**1 入札ボンド対象工事の拡大について**

一般競争入札の拡大に伴う不良不適格業者を排除するための取り組みとして、設計額4億円以上の工事を実施してきましたが、入札ボンドの効果を高めるため、対象工事を設計額2億円以上の工事まで拡大します。

**2 指名競争入札における指名業者数の拡大について**

公正な競争を促進するため、指名競争入札における指名業者の数を拡大します。

請負工事設計金額	指名業者の数
3億円以上	15～20者
4,500万円以上3億円未満	12～18者
1,000万円以上4,500万円未満	10～15者
1,000万円未満	8～12者

**3 建設工事に係る入札における最低制限価格の引き上げについて**

適正な価格での契約を推進するため、設計額5千万円未満の建設工事に係る入札において設定している最低制限価格の設定基準を引き上げます。

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（5%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額

- (3) 現場管理費の70%の額
- (4) 工事等級に応じた一般管理費の割合を乗じた額

工事等級		一般管理費の割合
土木一式工事及び建築一式工事の場合	左記以外の建設工事の場合	
特A級工事	A級工事	30%
A級工事	B級工事	40%
B級工事	C級工事	45%
C級工事	D級工事	50%

#### 4 建設関連業務に係る入札における最低制限価格の引き上げ及び拡大について

著しく低い価格での入札を排除し適正な履行を確保するため、建設関連業務に係る最低制限価格の設定基準を引き上げ、対象を全ての業務に拡大します。

最低制限価格は、業務ごとに次に掲げる額の合計額に消費税（5%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の80%、下限は設計額の60%です。

##### (1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の40%の額

##### (2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の60%の額
- ④ 諸経費の60%の額

##### (3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 技術経費の60%の額
- ④ 諸経費の60%の額

##### (4) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の90%の額
- ③ 解析等調査業務費の75%の額
- ④ 諸経費の40%の額

##### (5) 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 技術経費の60%の額
- ④ 諸経費の60%の額